

令和2年度

神奈川県行政書士会緑支部 定時総会 議案書

日時：令和2年5月23日（土）午後2時40分～午後3時30分

（受付：午後2時20分～午後2時40分）

場所：ハウスクエア横浜 住まいの情報館4階 セミナールームA

神奈川県行政書士会緑支部

**※当日は、この議案書をご持参下さい。**

**令和2年度  
神奈川県行政書士会緑支部 定時総会 次第**

1. 開会のことば
2. 支部長挨拶
3. 出席報告
4. 議長の選出
5. 書記及び議事録署名人の選出
6. 議事
  - 第1号議案 令和元年度事業報告並びに承認の件
  - 第2号議案 (1) 令和元年度収支決算報告並びに承認の件  
(2) 監査報告
  - 第3号議案 令和2年度事業計画案承認の件
  - 第4号議案 令和2年度収支予算案承認の件
  - 第5号議案 神奈川県行政書士会緑支部規則の一部改正案承認の件
  - 第6号議案 神奈川県行政書士会緑支部役員等選出細則の一部改正案承認の件
7. 閉会のことば

第1号議案

令和元年度事業報告並びに承認の件  
令和元年度事業報告

支部総会	<p>(1) 定時総会の開催 5月18日 会場：ハウスクエア横浜 住まいの情報館4階 セミナールームA 会員総数：197名 出席会員数119名（内委任状72名）</p>
役員会	<p>(1) 役員会の開催（11回開催） ① 4月22日 ② 5月9日 ③ 6月3日 ④ 7月11日 ⑤ 8月22日 ⑥ 9月17日 ⑦ 10月25日 ⑧ 11月18日 ⑨ 12月23日 ⑩ 2月12日 ⑪ 4月4日（3月分繰り下げ開催）</p> <p>(2) 監査の実施 ① 12月19日 ② 4月6日</p>
総務部	<p>(1) 総会資料の発送作業 (2) 支部案内文の郵送・FAX (3) 総務部会（2回開催）</p>
経理部	<p>(1) 予算、決算管理 (2) 支部会費の徴収管理事務 (3) 出納業務 ① 会員ごとの立替金・日当等の精算、精算帳票作成・送付 ② 三区暴力団排除推進協議会への会費支払い ③ 本会への助成金等申請及び受領</p> <p>(4) 賀詞交歓会会計補助業務</p>
研修部	<p>(1) 研修会の開催（4回開催・1回中止）</p> <p>① 8月3日 テーマ：許認可業務のはじめの一步～運送業許可申請を例にして 会場：長津田地区センター中会議室 参加人数：38人</p> <p>② 9月27日 テーマ：相続法改正について行政書士が特に市民に伝えたいポイント 会場：青葉公会堂1号会議室 参加人数：57人</p> <p>③ 12月7日 テーマ：民事業務を行なうにあたり気をつけたい業際のポイント 会場：青葉台フォーラム 参加人数：43人</p> <p>④ 2月19日 テーマ：イザという時の行政との闘い方 ～審査請求の実務と、特定行政書士の可能性について～ 会場：アートフォーラムあざみ野・セミナールーム 参加人数：32人</p> <p>⑤ 3月23日（中止） テーマ：ペットについて考えること～相続やペット相談対応 （実例を交えて）</p>
相談部	<p>(1) 9月14日 区役所相談員研修会連絡会議（中山地区センター）</p>

	<p>(2) 街頭無料相談会の開催</p> <p>① 10月20日 緑区民まつり(県立四季の森公園) 相談員・スタッフ16名 相談数25件</p> <p>② 11月3日 青葉区民まつり(青葉区役所第1駐車場) 相談員・スタッフ15名 相談数12件</p> <p>③ 11月3日 都筑区民まつり(センター南駅スキップ広場) 相談員・スタッフ14名 相談件数17件</p> <p>(3) 平成31年4月～令和2年3月 区役所無料相談の開催</p> <p>① 緑区役所 第1水曜日 10回開催 相談数19件</p> <p>② 青葉区役所 第2木曜日 11回開催 相談数14件</p> <p>③ 都筑区役所 第1・3金曜日 20回開催 相談数95件</p> <p>◎ 3区役所合計128件</p>
<p>広報部</p>	<p>(1) 支部ホームページ・支部SNS等</p> <p>① 執行部体制変更に伴い最新情報を更新。「お知らせ」「活動報告」等を随時更新。併せて会員名簿も月1回のペースで更新した。</p> <p>② 支部Facebookも支部活動、区役所相談会の告知を中心に、広報部員全員で随時情報発信を継続中。</p> <p>③ 支部Twitterを新規開設。上記に併せて随時情報発信を継続中。</p> <p>④ 支部ホームページで使用しているサーバーをGsuiteに変更。機能を利用して、支部MLを新規開設。</p> <p>(2) 支部地域への広報活動</p> <p>① 緑区民まつり、青葉区民まつり、都筑区民まつりに出展した機会をとらえ行政書士制度の広報、地域連携に向けた関係づくりを図った。</p> <p>② 支部エリア内の商店街連合会等主要商工団体を中心に直接訪問し、当支部の広報とそれぞれのイベントでの協業推進を訴求した。</p> <p>(3) その他</p> <p>① 本会広報誌「行政書士かながわ」への投稿を通じ、広報部員全員で支部活動を随時広報した。</p>
<p>厚生部</p>	<p>(1) 定時総会後の懇親会(5月18日) 会場：木曾路港北ニュータウン店 参加人数：42名(支部会員42名)</p> <p>(2) 研修会後の懇親会(8月3日) 参加人数：30名(支部会員24名、他支部6名)</p> <p>(3) 忘年会(12月7日) 会場：青葉台フォーラム 参加人数：47名(支部会員46名、講師1名)</p> <p>(4) 新年賀詞交歓会(1月11日) 会場：新横浜国際ホテル 参加人数：85名(支部会員48名、招待者36名、かなさぼ横浜東地区1名)</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 新年賀詞交歓会ワーキング・グループの開催(12月23日)</p> <p>(2) 支部規則細則改正ワーキング・グループの開催(12月18日)</p>

第2号議案

令和元年度 収支決算報告並びに承認の件

令和元年度 収支決算報告  
自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

収入の部				単位：円
科目	予算額	決算額	差額	摘要
支部交付金	1,368,000	1,488,330	120,330	
支部会費	1,140,000	1,149,500	9,500	未納会員6,000円×13名あり
支部助成金	535,000	489,000	△46,000	無料相談会・研修会・暴排対策本部
厚生活動支部会員収入	405,000	500,000	95,000	研修後懇親会・忘年会・賀詞交歓会
預金利息	300	35	△265	
雑収入	20,000	31,000	11,000	他支部会員の支部研修会参加費
前受金	0	6,000	6,000	令和2年支部会費前納(6,000円×1名)
当期収入合計	3,468,300	3,663,865	195,565	
前年度繰越金	3,824,746	3,824,746	0	
合計	7,293,046	7,488,611		

支出の部				単位：円
科目	予算額	決算額	差額	摘要
支部総会	(222,000)	(120,008)	△101,992	
会場費	1,000	31,320	30,320	
資料印刷・発送代行	158,500	22,807	△135,693	
ハガキ代	24,500	38,605	14,105	
通信費	28,000	26,542	△1,458	
雑費	10,000	734	△9,266	
役員会	(337,000)	(234,450)	(△102,550)	
会場費	6,000	15,450	9,450	
資料コピー代	36,000	0	△36,000	
日当	270,000	193,500	△76,500	2月中止、3月分は4/4に開催
日当(引継会議・旧役員)	15,000	25,500	10,500	
雑費	10,000	0	△10,000	
役員報酬	(330,000)	(310,000)	(△20,000)	
支部長	50,000	50,000	0	
副支部長・幹事・会計幹事・監事	280,000	260,000	△20,000	現役員(副支部長・幹事・監事13名)
総務部	(293,000)	(155,725)	(△137,275)	
郵便代・印刷代他	78,000	84,157	6,157	
支部封筒印刷代	27,000	10,208	△16,792	
日当	30,000	21,000	△9,000	
雑費	23,000	360	△22,640	
暴力団排除推進協議会年会費(3団体)	35,000	40,000	5,000	
会員慶弔見舞金	100,000	0	△100,000	
経理部	(95,000)	(68,504)	(△26,496)	
経理部会(年4回)	12,000	57,000	45,000	
精算業務(年4回)	12,000	10,500	△1,500	
支部会費関連業務	6,000	0	△6,000	
会計システム導入費	45,000	0	△45,000	無料のソフトを選定の上使用
雑費	20,000	1,004	△18,996	
研修部	(292,000)	(250,740)	(△41,260)	
<研修部会>日当	30,000	28,500	△1,500	
<研修会開催>会場費	25,000	21,380	△3,620	
<研修会開催>資料代	40,000	46,544	6,544	
<研修会開催>講師代	150,000	120,000	△30,000	
<雑費等>雑費	24,000	31,400	7,400	
<雑費等>講師打合せ諸経費	23,000	2,916	△20,084	
相談部	(703,000)	(526,942)	(△176,058)	
<相談員研修連絡会議>会場費	4,000	900	△3,100	1回開催
<相談員研修連絡会議>資料代	8,000	2,000	△6,000	1回開催
<相談員研修連絡会議>講師代	60,000	15,000	△45,000	1回開催
<相談員研修連絡会議>雑費	10,000	0	△10,000	
<街頭無料相談会>日当	180,000	188,000	8,000	
<街頭無料相談会>雑費	20,000	0	△20,000	
<区役所無料相談会>相談員日当	215,000	200,000	△15,000	3月新型コロナウイルスの影響で中止
<区役所無料相談会>相談員補日当	75,000	57,000	△18,000	3月新型コロナウイルスの影響で中止
<区役所無料相談会>チラシ印刷代	15,000	4,042	△10,958	
<相談部会>日当	18,000	18,000	0	
<相談部会>雑費	20,000	0	△20,000	
<行政相談員支援費>日当	36,000	36,000	0	
<行政相談員支援費>年会費	6,000	6,000	0	
運輸支局期末相談員日当	36,000	0	△36,000	新型コロナウイルスの影響で中止
広報部	(1,000,000)	(381,085)	(△618,915)	
<HP維持管理>新規コンテンツの実装	200,000	32,400	△167,600	
<HP維持管理>既存の更新・年間保守	120,000	64,800	△55,200	

<HP維持管理>サーバドメイン継続	120,000	43,273	△76,727	新サーバーの選定、移行
<地域広報活動費>広報用配布物	72,000	99,220	27,220	
<地域広報活動費>各区民まつり出展	200,000	61,886	△138,114	
<地域広報活動費>地域商工団体等広告	200,000	3,000	△197,000	地域団体訪問1回
<広報部会>雑費	38,000	22,746	△15,254	
<広報部会>会議費(会場費)	5,000	1,260	△3,740	
<広報部会>日当	45,000	52,500	7,500	
厚生部	(34,000)	(28,500)	(△5,500)	
<厚生部会>日当	30,000	28,500	△1,500	
<厚生部会>雑費	4,000	0	△4,000	
選挙管理委員会	(63,000)	(35,123)	(△27,877)	
<選挙活動費>役員選出・選挙管理費	44,000	35,123	△8,877	
<選挙活動費>日当	9,000	0	△9,000	
<選挙活動費>雑費	10,000	0	△10,000	
ワーキンググループ	(55,000)	(10,500)	(△44,500)	
日当	45,000	10,500	△34,500	賀詞交歓会、規則改正WGを開催
雑費	10,000	0	△10,000	
厚生活動	(1,815,000)	(1,655,083)	(△159,917)	
定時総会後懇親会	400,000	336,324	△63,676	
賀詞交歓会	810,000	651,176	△158,824	
厚生活動費	320,000	505,644	185,644	
研修後懇親会	225,000	124,000	△101,000	
雑費	60,000	37,939	△22,061	
雑費	80,000	127,713	47,713	振込手数料、事務局電話回線、他団体祝金
予備費	797,850	0	△797,850	
当期支出合計	6,116,850	3,904,373	△2,212,477	
次年度繰越金	1,176,196	3,584,238		
合計	7,293,046	7,488,611		

令和元年度	前年度繰越金	3,824,746	①
	当期収入合計	3,663,865	②
	当期支出合計	3,904,373	③
	次期繰越額	3,584,238	①+②-③

現金預金残高	ゆうちょ貯金	4,111,390	
	現金	0	
	未払金	△527,152	(R2.4/5、4/9に振替)
	合計	3,584,238	

未払金内訳

科目	期末現在高	摘要
日当	90,000	役員会、各部、WG、地域団体訪問、延べ 60名分
役員会会場費	7,150	令和2年4月4日役員会、支部長立替
役員報酬	310,000	現役員(支部長1名、副支部長・幹事・監事13名)
研修会開催	12,334	第4回研修会(会場費・資料代)研修部長立替
相談員研修連絡会議	17,900	会場費・資料代・講師代、相談部長立替
区役所相談員日当	37,500	相談員6名、相談員補5名
行政相談員支援費	42,000	
HP維持管理	2,992	ホームページドメイン代、支部長立替
賀詞交歓会	3,476	厚生部長立替
雑費	3,800	振替手数料100円×38名分
計	527,152	

## 監査報告書

神奈川県行政書士会緑支部規則第39条第1項の規定に基づき、令和元年度の監査結果を次のとおり報告します。

### 記

令和2年4月6日、行政書士島村洋樹事務所に於いて駒井支部長、小嶋経理部長の立ち会いのもと、令和元年度（自平成31年4月1日～至令和2年3月31日）の事業執行状況及び財産の状況について、事業報告書、会計帳簿及び各部会議事録を精査・聴取する方法で監査した。結果、いずれも正確かつ適正に処理、記載されていると認められます。


令和2年4月6日

神奈川県行政書士会緑支部

監事

田中靖啓 

監事

島村洋樹 

### 第3号議案

#### 令和2年度事業計画承認の件

#### 令和2度 運営基本方針（案）

前執行部からの運営基本方針である、「地元で緑支部を知ってもらおうから、地元で貢献できる団体へ」に変わりはありません。

支部の各種活動により、支部会員のレベルアップを図り、会員同士の情報交換のための交流を増やし、支部のさらなる活性化を図って参ります。

また、区役所無料相談会、街頭無料相談会に加え、今年度は第11回特別弔慰金請求受付相談員派遣の事業を行います。こういった対外的な活動により、より地域の方へ貢献できるよう積極的に活動をして参ります。

支部内部的には以下の活動を実施して参りますので、皆様の積極的なご参加を頂きたいと存じます。

1. 頑張っている会員の助けになる支部活動
2. ベテラン・若手共に参加したいと思える魅力ある支部活動

#### 令和2年度 事業計画（案）

支部総会	(1) 定時総会 日時：令和2年5月23日 会場：ハウスクエア横浜住まいの情報館4階セミナールームA
役員会	(1) 役員会の開催（最大12回） (2) 監査の実施（最大2回）
総務部	(1) 定時総会への対応 (2) 支部会員名簿の整備 (3) 支部会員への対応、通知文等発信 (4) 慶弔見舞金の給付 (5) 暴力団排除推進協議会へ活動参加 (6) 上記（5）以外の渉外活動
経理部	(1) 予算、決算管理 (2) 支部会費の徴収管理事務 (3) 出納業務
研修部	(1) 研修会（5回）の開催
相談部	(1) 令和2年4月～令和3年3月 区役所無料相談会の開催 緑区役所11回 青葉区役所11回 都筑区役所23回 (2) 街頭無料相談会の開催 (3) 第11回特別弔慰金請求受付への相談員派遣



	<p>緑区役所 24 回 青葉区役所 24 回 都筑区役所 24 回</p> <p>(4) 区役所相談員・相談員補研修、連絡会及び勉強会</p> <p>(5) 行政相談員事業の支援</p> <p>(6) 神奈川県運輸支局年度末相談会の開催</p>
広報部	<p>(1) WEBシステム等維持管理</p> <p>① 支部ホームページの機能の追加・修正</p> <p>② 支部ホームページ・メーリングリスト等の維持・管理</p> <p>③ WEB会議システムの調査・導入</p> <p>(2) 地域広報活動</p> <p>① 各区民まつりへの出展</p> <p>② 各区役所等への支部オリジナルチラシ・パンフレットの配布</p> <p>③ SNS を使用しての支部活動の広報</p> <p>(3) その他</p> <p>① 本会広報誌「行政書士かながわ」への記事の投稿</p>
厚生部	<p>(1) 支部会員懇親会</p> <p>(2) 新年賀詞交歓会</p> <p>(3) 支部会員厚生活動</p> <p>(4) 研修会後懇親会</p>
その他	<p>(1) 選挙管理委員会</p> <p>(2) 役員選考委員会</p> <p>(3) ワーキング・グループ</p>

第4号議案

令和2年度収支予算案承認の件

令和2年度予算案  
自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

収入の部

科 目	令和2年度 予算額(円)	前年度 予算額(円)	摘 要
支部交付金	1,512,000	1,368,000	@7,200円×210人
支部会費	1,260,000	1,140,000	@6,000円×210人
支部助成金	1,174,600	535,000	研修会、相談会、暴排協、特別弔慰金、運輸支局相談会
厚生活動支部収入	565,000	405,000	賀詞交歓会支部会員・米賣、厚生活動、研修会後懇親会
預貯金利息	300	300	
雑収入	20,000	20,000	
小計	4,531,900	3,468,300	
前年度繰越金	3,584,238	3,824,746	
合計	8,116,138	7,293,046	

支出の部

科 目	令和2年度 予算額(円)	前年度 予算額(円)	摘 要
支部総会費	260,060	222,000	
役員会費用	294,000	337,000	
役員報酬	310,000	330,000	@50,000円×1人+@20,000円×13人
総務部活動費	291,000	293,000	郵送費(必須分)、暴排協会費、慶弔見舞金、他団体祝金
経理部活動費	101,000	95,000	
研修部活動費	400,000	292,000	研修会会場費・資料印刷代・日当
相談部活動費	1,334,100	703,000	相談員日当・相談員研修会・街頭無料相談会チラシ代
広報部活動費	1,015,640	955,000	WEBシステム維持管理、地域広報活動、広告費
厚生部活動費	44,000	34,000	
選挙管理委員会活動費	68,000	63,000	
役員選考委員会活動費	22,000	-	
ワーキンググループ活動費	74,000	55,000	日当60,000円=@1,500円×40人、会場費
厚生活動費	1,995,000	1,815,000	支部会員懇親会・新年賀詞交歓会・支部会員厚生活動
雑費	80,000	80,000	
予備費	943,320	791,100	
小計	7,232,120	6,065,100	
繰越予定金	884,018	1,176,196	
合計	8,116,138	7,241,296	

## 第5号議案

### 神奈川県行政書士会緑支部規則の一部改正案承認の件

#### 【改正主旨】

- ・ 監事の職務に関する見直し
- ・ 補欠支部推薦理事候補者に関する追記及び役員、支部推薦理事候補者、補欠支部推薦理事候補者の選出方法の明示
- ・ 役員会の構成メンバーの見直し
- ・ 役員選考委員会に関する追記及び委員長、委員の選任方法の明示

#### 一新旧対照表一

※下線部分が改正部分

改 正 案	現 行
<p>(役員の職務)</p> <p>第9条 支部長は、本支部を代表し、本支部の事務を統括する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>支部長、副支部長、幹事及び会計幹事の業務執行の状況を監査すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(役員の職務)</p> <p>第9条 支部長は、本支部を代表し、本支部の事務を統括する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>役員会に出席するなどして支部長、副支部長、幹事及び会計幹事の業務執行の状況を監査すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(役員・<u>支部推薦理事候補者等の選任</u>)</p> <p>第11条 <u>役員並びに神奈川県行政書士会役員等選出規則の規定による支部推薦理事候補者及び補欠支部推薦理事候補者は、個人会員のうちから支部総会の議決によって選任する。</u></p>	<p>(役員・<u>支部推薦理事の選任</u>)</p> <p>第11条 <u>役員及び神奈川県行政書士会役員等選出規則の規定によって支部より推薦する理事候補者（「以下「支部推薦理事」という。）は、個人会員のうちから支部総会の議決によって選任する。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず副支部長については、支部総会の議決により、支部長の指名した個人会員を支部総会において承認することをもって選任とすることができる。</u></p> <p><u>3 第1項にかかわらず、後日支部長が指名した個人会員を幹事及び会計幹事として選任したものとすることを、支部総会の議決により支部長に委任することができる。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>2 支部長、支部推薦理事候補者及び補欠支部推薦理事候補者の選出、その他役員（副支部長、幹事、会計幹事、監事）の選出の手続きについては、神奈川県行政書士会緑支部役員等選出細則で定める。</u></p>	<p><u>4 支部長、支部推薦理事の選出、その他役員選出の手続きについては、支部総会の議決により別途細則で定める。</u></p>
<p><u>（役員会）</u>  第28条 本支部の役員会は、<u>支部長、副支部長、幹事及び会計幹事</u>をもって構成する。</p> <p><u>2 監事は、支部長、副支部長、幹事及び会計幹事の業務執行の状況を監査するために役員会に出席することができる。</u></p>	<p><u>（役員会）</u>  第28条 本支部の役員会（以下「役員会」という。）は、<u>支部長、副支部長、幹事、会計幹事及び監事</u>をもって構成する。</p>
<p><u>（委員会及び委員）</u>  第32条 本支部に、<u>選挙管理委員会及び役員選考委員会</u>を置く。</p> <p><u>2 前項の委員会のほか、支部長は、特別委員会を置くことができる。</u></p> <p><u>3 選挙管理委員会、役員選考委員会及び特別委員会の委員長、委員の選出の手続きについては、神奈川県行政書士会緑支部役員等選出細則で定める。</u></p>	<p><u>（委員会）</u>  第32条 本支部に、<u>選挙管理委員会</u>を置く。</p> <p><u>2 前項の委員会のほか、支部長は、役員を選考委員会その他の特別委員会を置くことができる。</u></p>
<p><u>附 則</u>  この規則は令和2年5月23日から改定施行する。</p>	

## 第6号議案

### 神奈川県行政書士会緑支部役員等選出細則の一部改正案承認の件

#### 【改正主旨】

- ・本細則を制定して以来、支部長、支部推薦理事候補者以外の役員（副支部長、幹事、会計幹事、監事）について、立候補する者はいなかった。制定当初は、緑支部内から広く役員を募り副支部長等に立候補できるようだったが、立候補者がいない場合は複雑な選任方法になっている。
- ・今回の改正案では、支部長、支部推薦理事候補者のみ立候補できるように改め、副支部長、幹事、会計幹事については支部長が指名して選任するように改める。
- ・監事については、役員選考委員会にて監事候補者を指名し、総会において承認する形にする。
- ・現行では、支部長、支部推薦理事候補者の立候補者について総会当日まで支部会員に分らない場合があるので、立候補期間を繰り上げ、支部会員に周知できる期間を設ける。
- ・支部長または支部推薦理事候補者の立候補者がいなかった場合は、役員選考委員会にて候補者を選び総会に諮るようになる。
- ・本会では、支部推薦理事候補者が本会副会長に指名された場合に備えて補欠支部推薦理事候補者の名簿を提出するようになっていたが、支部に何らの規定もなかったので新設する。
- ・選挙管理委員会の事務については役員以外の支部会員に委嘱していたが、実施に関する事務については総務部が担うこととし、円滑な選挙事務が行えるように改める。

#### －新旧対照表－

※下線部分が改正部分

改 正 案	現 行
<b>第1章 総 則</b> (目的) 第1条 この細則は、 <u>神奈川県行政書士会緑支部規則第11条または第32条第3項の規定に基づき、役員、支部推薦理事候補者、補欠支部推薦理事候補者、選挙管理委員、役員選考委員</u> （以下「役員等」という。）の選出を公正に行うために必要な事項を定める。	<b>第1章 総 則</b> (目的) 第1条 この規則は、 <u>神奈川県行政書士会緑支部規則第11条第4項の規定に基づき、役員及び支部推薦理事</u> （以下「役員等」という。）の選出を公正に行うために必要な事項を定める。
<u>(役員等の選出) (新設)</u> 第2条 <u>役員等の選出は、次の方法による。</u> 一 <u>支部長 選挙によるものとする。ただし、支部長に立候補する者がいなかった場合は、役員選考委員会にて、支部長候補者を選考し、支部総会において承認を得て選任する。</u> 二 <u>副支部長 前号により選出された支部長</u>	

改正案	現行
<p><u>が支部個人会員のうちから指名する。</u></p> <p>三 <u>幹事 第1号により選出された支部長が支部会個人会員のうちから指名する。</u></p> <p>四 <u>会計幹事 第1号により選出された支部長が支部個人会員のうちから指名する。</u></p> <p>五 <u>監事 役員選考委員会にて、監事候補者を選考し、支部総会において承認を得て選任する。</u></p> <p>六 <u>支部推薦理事候補者 選挙によるものとする。ただし、支部推薦理事候補者に立候補する者がいなかった場合は、役員選考委員会にて支部推薦理事候補者及び補欠支部推薦理事候補者を選考し、支部総会において承認を得て選任する。</u></p> <p>七 <u>補欠支部推薦理事候補者 前号の支部推薦理事候補者に立候補しようとする者が、予め支部個人会員のうちから指名した者とする。</u></p> <p>八 <u>選挙管理委員 総務部長、総務部員及び総務部長が指名した支部個人会員とする。</u></p> <p>九 <u>役員選考委員 支部長が役員（監事を除く）、支部推薦理事、顧問及び支部役員経験者のうちから指名する。</u></p> <p>十 <u>支部長と同時に支部推薦理事候補者に立候補することを妨げない。</u></p>	
<p>(選挙権者)</p> <p>第3条 <u>選挙権を行使することのできる者は、選挙が行なわれる総会に現に出席している神奈川県行政書士会会則施行規則第16条(4)に規定している緑支部の支部個人会員とする。</u></p>	<p>(選挙権者)</p> <p>第2条 <u>選挙権を行使することのできる者は、選挙が行なわれる総会に現に出席している規則第17条第1項に規定する個人会員とする。</u></p>
<p>第2章 <u>選挙管理委員会</u></p> <p>(選挙管理委員会)</p> <p>第4条 <u>選挙事務を管理するため、選挙管理委員会を置く。</u></p>	<p>第2章 <u>選挙管理委員会</u></p> <p>(選挙管理委員会)</p> <p>第3条 <u>選挙事務を管理するため、選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u></p>
<p>(選挙管理委員会の職務)</p> <p>第5条 <u>選挙管理委員会は、次の各号に定める事務を管理する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>選挙に関する告示</u></li> <li>二 <u>支部会員への立候補者の周知</u></li> <li>三 <u>立候補届出及び立候補辞退の届出受理</u></li> <li>四 <u>投票及び開票の管理</u></li> </ul>	<p>(委員会の職務)</p> <p>第4条 <u>委員会は、次の各号に定める事務を管理する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>選挙に関する告示</u></li> <li>二 <u>立候補届出及び立候補辞退の届出</u></li> <li>三 <u>投票及び開票の管理受理</u></li> </ul>

改正案	現行
<p>五 当選者の確定</p> <p>六 その他選挙事務の管理に必要な事項</p> <p>2 前項（第三号及び第五号を除く。）の事務について総務部に委託することができる。</p>	<p>四 当選者の確定</p> <p>五 その他選挙事務の管理に必要な事項</p>
<p><u>（選挙管理委員の選任）</u></p> <p>第6条 選挙管理委員会の委員は、第2条第八号の規定に基づき支部長が委嘱する。</p> <p>2（削除）</p>	<p><u>（委員の選任）</u></p> <p>第5条 委員会の委員は、総会の承認を得て支部長が委嘱する。</p> <p>2 委員は、支部個人会員の中から選ばなければならない。</p>
<p><u>（選挙管理委員会の委員等）</u></p> <p>第7条 選挙管理委員会に、前条の規定により委嘱された3人以上9人以内の選挙管理委員を置き、委員の互選により選挙管理委員長1人を置く。</p> <p>2 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を総括する。</p>	<p><u>（委員会の委員等）</u></p> <p>第6条 委員会に、前条の規定により委嘱された3人以上5人以内の委員を置き、委員の互選により委員長1人を置く。</p> <p>2 委員長は、委員会を代表し、その事務を総括する。</p>
<p><u>（選挙管理委員会の運営）</u></p> <p>第8条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長が招集する。</p> <p>2 選挙管理委員会の決議は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、選挙管理委員長が決する。</p>	<p><u>（委員会の運営）</u></p> <p>第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、支部長が招集する。</p> <p>2 委員会の決議は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p>
<p><u>（選挙管理委員の任期）</u></p> <p>第9条 選挙管理委員の任期は就任後2回目の定時総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 新たに選任された選挙管理委員の任期は、役員改選の年の定時総会の終結のときまでとする。</p>	<p><u>（委員の任期）</u></p> <p>第8条 委員の任期は就任後2回目の定時総会の終結のときまでとする。</p>
<p><u>（選挙管理委員の資格喪失）</u></p> <p>第10条 選挙管理委員が支部長及び支部推薦理事候補者に立候補あるいは補欠支部推薦理事候補者指名されたときは、その資格を喪失する。</p>	<p><u>（委員の資格喪失）</u></p> <p>第9条 委員が役員等の候補者になったときは、その資格を喪失する。</p>
<p><u>（選挙の告示）</u></p> <p>第11条 選挙管理委員会は、総会開催日の35日前までに、次の事項を会員に通知しなければならない。</p> <p>一 選挙期日及びその場所に関する事項</p> <p>二 立候補届出の期間及び立候補に関する事項</p> <p>三 その他必要な事項</p>	<p><u>（選挙の告示）</u></p> <p>第10条 委員会は、総会開催日から14日前までに次の事項を会員に通知しなければならない。</p> <p>一 選挙期日及びその場所に関する事項</p> <p>二 立候補届出の期間及び立候補に関する事項</p> <p>三 その他必要な事項</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>第3章 立候補届等</b></p> <p>(立候補の届出)</p> <p><b>第12条</b> 支部長の候補者になろうとする者は、総会開催日の<u>21日前までに支部長立候補届及び5名分の推薦状を選挙管理委員会に同時に提出する方法により、立候補の届出をしなければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>支部推薦理事候補者になろうとする者は、総会開催日の21日前までに支部推薦理事立候補届を選挙管理委員会に提出する方法により、立候補の届出をしなければならない。また、支部推薦理事候補者になろうとする者は、支部個人会員のうちから補欠支部推薦理事候補者1名を指名し、その氏名を支部推薦理事立候補者届に記載しなければならない。</u></p> <p><b>3</b> <u>支部長または支部推薦理事の立候補者、補欠支部推薦理事候補者は、支部会費を完納していなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 立候補届等</b></p> <p>(立候補の届出)</p> <p><b>第12条</b> 支部長の候補者になろうとする者は、総会開催日の<u>7日前までに支部長立候補届及び5名分の推薦状を委員会に同時に提出する方法により、立候補の届出をしなければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>支部長以外の役員等の候補者になろうとする者は、総会開催日の7日前までに役員等立候補届を委員会に提出する方法により、立候補の届出をしなければならない。</u></p> <p><b>3</b> <u>役員等の立候補者は、支部会費を完納していなければならない。</u></p>
<p>(推薦者)</p> <p><b>第13条</b> 前条第1項の推薦状により支部長立候補者を推薦する者(以下「推薦者」という。)は、<u>神奈川県行政書士会会則施行規則第16条(4)に規定している緑支部の支部個人会員に限るものとする。</u></p> <p><b>2</b> 推薦者は、推薦状に自署し、職印を押印しなければならない。</p> <p><b>3</b> <u>支部個人会員は、複数の支部長候補者に対して推薦者となることはできない。</u></p> <p><b>4</b> 推薦者の職印の押印がない推薦状は、無効とする。</p>	<p>(推薦者)</p> <p><b>第12条</b> 前条第1項の推薦状により支部長立候補者を推薦する者(以下「推薦者」という。)は、<u>規則第18条第1項の個人会員に限るものとする。</u></p> <p><b>2</b> 推薦者は、推薦状に自署し、職印を押印しなければならない。</p> <p><b>3</b> <u>個人会員は、複数の支部長候補者に対して推薦者となることはできない。</u></p> <p><b>4</b> 推薦者の職印の押印がない推薦状は、無効とする。</p>
<p>(立候補者の所信表明)</p> <p><b>第14条</b> 立候補者の所信表明は、<u>総会の場または選挙管理委員会が定めた方法にて行うものとする。</u></p>	<p>(立候補者の所信表明)</p> <p><b>第13条</b> 立候補者の所信表明は、<u>総会の場において行うものとする。</u></p>
<p>(立候補辞退の届出)</p> <p><b>第15条</b> 候補者が立候補を辞退しようとするときは、総会開催日の開催時間までに立候補辞退届を<u>選挙管理委員会に提出する方法により、立候補を辞退しなければならない。</u></p>	<p>(立候補辞退の届出)</p> <p><b>第14条</b> 候補者が立候補を辞退しようとするときは、総会開催日の開催時間までに立候補辞退届を<u>委員会に提出する方法により、立候補辞退の届出をしなければならない。</u></p>



改正案	現行
<p>2 総会開始後に<u>選挙管理委員会</u>が認めたときは、立候補辞退届の提出をなくして辞退をすることができる。</p>	<p>2 総会開始後に<u>委員会</u>が認めたときは、立候補辞退届の提出をなくして辞退をすることができる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4章 投票及び開票</b></p> <p>(選挙の方法)</p> <p><u>第16条</u> 選挙は投票の方法により行う。</p> <p>2 投票は1人1票とし、単記無記名とする。</p> <p>3 投票に先立ち議長は選挙を行う旨を宣言した後に、<u>選挙管理委員会</u>に選挙事務をつかさどらしめる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 投票及び開票</b></p> <p>(選挙の方法)</p> <p><u>第15条</u> 選挙は投票の方法により行う。</p> <p>2 投票は1人1票とし、単記無記名とする。</p> <p>3 投票に先立ち議長は選挙を行う旨を宣言した後に、<u>委員会</u>に選挙事務をつかさどらしめる。</p>
<p>(投票所)</p> <p><u>第17条</u> 投票所は、総会の議場内に設けなければならない。</p>	<p>(投票所)</p> <p><u>第16条</u> 投票所は、総会の議場内に設けなければならない。</p>
<p>(投票用紙)</p> <p><u>第18条</u> <u>選挙管理委員会</u>は投票用紙を調製しておかなければならない。</p>	<p>(投票用紙)</p> <p><u>第17条</u> <u>委員会</u>は投票用紙を調製しておかなければならない。</p>
<p>(投票用紙の交付)</p> <p><u>第19条</u> <u>選挙管理委員会</u>は投票所で所定の投票用紙を選挙権者に交付しなければならない。</p>	<p>(投票用紙の交付)</p> <p><u>第18条</u> <u>委員会</u>は投票所で所定の投票用紙を選挙権者に交付しなければならない。</p>
<p>(無効投票)</p> <p><u>第20条</u> 次の各号に掲げる投票は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 所定の投票用紙を用いなかったもの</li> <li>二 <u>選挙管理委員会</u>において被選挙権者が確認できなかったもの</li> <li>三 候補者名を2人以上連記したもの</li> <li>四 候補者名以外の事項を記載あるいは併記したもの</li> </ul>	<p>(無効投票)</p> <p><u>第19条</u> 次の各号に掲げる投票は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 所定の投票用紙を用いなかったもの</li> <li>二 <u>委員会</u>において被選挙権者が確認できなかったもの</li> <li>三 候補者名を2人以上連記したもの</li> <li>四 候補者名以外の事項を記載あるいは併記したもの</li> </ul>
<p>(開票)</p> <p><u>第21条</u> 開票は総会の議場内で委員会が、3人の立会人で行う。立会人は<u>選挙管理委員長</u>の指名によるものとする。</p>	<p>(開票)</p> <p><u>第20条</u> 開票は総会の議場内で委員会が、3人の立会人で行う。立会人は<u>委員長</u>の指名によるものとする。</p>
<p>(当選者の確定)</p> <p><u>第22条</u> 当選者の確定は有効投票者の過半数以上でなければならない。</p> <p>2 選挙の結果、各候補者の得票数が前項に定める数に達しなかった場合には、得票数の多い者2人によって更に選挙を行うものとする。</p> <p>3 <u>立候補者が1名の場合は無投票当選として、その者が当選者として確定する。</u></p>	<p>(当選者の確定)</p> <p><u>第21条</u> 当選者の確定は有効投票者の過半数以上でなければならない。</p> <p>2 選挙の結果、各候補者の得票数が前項に定める数に達しなかった場合には、得票数の多い者2人によって更に選挙を行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>(開票の結果の報告)</p> <p><u>第23条</u> 当選者が確定したときは、<u>選挙管理委員長</u>は総会の議場において、次の事項を報告しなければならない。</p> <p>一 投票総数</p> <p>二 有効投票数</p> <p>三 候補者別の得票数</p> <p>四 当選者の氏名</p> <p><u>五 無投票当選の場合は、前条第3項の規定により当選したこと</u></p>	<p>(開票の結果の報告)</p> <p><u>第22条</u> 当選者が確定したときは、<u>委員長</u>は総会の議場において、次の事項を報告しなければならない。</p> <p>一 投票総数</p> <p>二 有効投票数</p> <p>三 候補者別の得票数</p> <p>四 当選者の氏名</p>
<p><b>第5章 役員選考委員会</b></p> <p>(役員選考委員会)</p> <p><u>第24条</u> 役員選考委員会は、監事候補者の選考及び支部長、支部推薦理事候補者(補欠支部推薦理事候補者を含む)の立候補の届出がない場合に候補者の選考を行う。</p>	<p><b>第5章 選考</b></p> <p>(候補者の選考)</p> <p><u>第23条</u> 立候補者の届出がない場合、候補者を<u>選考するため、候補者選考委員会</u>(以下「<u>選考委員会</u>」という。)を設置する。</p>
<p>(役員選考委員の任期)</p> <p><u>第25条</u> 役員選考委員の任期は総会終了のときまでとする。</p>	<p>(選考委員の選出及び任期)</p> <p><u>第24条</u> 選考委員の選出は支部長の指名によるものとする。</p> <p>2 <u>選考委員の任期は総会終了のときまでとする。</u></p>
<p>(役員選考委員会の委員)</p> <p><u>第26条</u> 役員選考委員会に、前条の規定により指名された<u>5人以上19人以内の役員選考委員</u>を置き、委員の互選により<u>役員選考委員長1人</u>を置く。</p> <p>2 <u>役員選考委員長は、役員選考委員会を代表し、その事務を総括する。</u></p>	<p>(選考委員会の委員等)</p> <p><u>第25条</u> 選考委員会に、前条の規定により指名された<u>3人以上5人以内の委員</u>を置き、委員の互選により<u>委員長1人</u>を置く。</p> <p>2 <u>委員長は、選考委員会を代表し、その事務を総括する。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(選考委員の資格喪失)</p> <p><u>第26条</u> <u>選考委員が役員等の候補者になったときは、その資格を喪失する。</u></p>
<p>(役員選考委員会の職務)</p> <p><u>第27条</u> 役員選考委員会は、<u>総会開催日の20日前から総会開催日当日までの間に開催し、選考した候補者名簿を総会当日議長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(選考委員会の職務)</p> <p><u>第27条</u> 選考委員会は<u>総会開催日の前5日以内</u>に開催し、<u>選考した候補者名簿を総会当日議長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、開催日に関してはこの限りではない。</u></p>
<p><b>第6章 選挙運動</b></p> <p>(選挙運動の倫理)</p> <p><u>第28条</u> (改正なし)</p>	<p><b>第6章 選挙運動</b></p> <p>(選挙運動の倫理)</p> <p><u>第28条</u> この規定に基づく選挙のための運動は</p>

改正案	現行
	公明正大を旨とし、会員としての品位をけがしてはならない。
(制限事項) 第29条(改正なし)	(制限事項) 第29条 選挙運動に関する文書には虚偽又は他人を誹謗する等の事項を記載してはならない。 2 届出の日より前においては、選挙運動は、推薦状を得るための運動についてのみ行うことができる。
(改正なし)	附 則 1 第5条の規定にかかわらず、本細則施行時の委員会の委員は、久保田雅之会員、田中靖啓会員、川添隆公会員、横尾佳子会員、本間薫会員とする。 2 第8条の規定にかかわらず、本細則施行時の委員の任期は就任後1回目の定時総会の終結のときまでとする。 3 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
(改正なし)	附 則 この細則は、平成30年4月1日から改定施行する。
附 則(新設) <u>1 選挙管理委員である、菊池誠会員、久保田雅之会員、菅原光男会員を解嘱し、第2条第8号の規定に基づき、総務部長 大田泰巳会員、総務部員 伊達佳弘会員、千葉利彦会員、吉田喜一会員を選挙管理委員として選任する。</u> <u>ただし、選挙管理委員の任期は就任後1回目の定時総会の終結のときまでとする。</u> <u>2 この細則は、令和2年5月23日から改定施行する。</u>	

支部長立候補届

令和 年 月 日

神奈川県行政書士会緑支部  
選挙管理委員会  
委員長 殿

氏名

職印

私は、令和 年度神奈川県行政書士会緑支部定時総会における支部役員改選に際し、支部長として立候補します。

支部長立候補者氏名	
事務所所在地 電話番号 FAX番号等	
登録年月日	
会員番号（4桁）	

## 支部長立候補者推薦状

令和 年 月 日

神奈川県行政書士会緑支部  
選挙管理委員会  
委員長 殿

私たちは、令和 年度神奈川県行政書士会緑支部定時総会において、支部長立候補者として〇〇〇〇支部会員を推薦します。

推薦人	事務所所在地 氏 名 職印
推薦人	事務所所在地 氏 名 職印
推薦人	事務所所在地 氏 名 職印
推薦人	事務所所在地 氏 名 職印
推薦人	事務所所在地 氏 名 職印

### 支部推薦理事候補者立候補届

令和 年 月 日

神奈川県行政書士会緑支部  
選挙管理委員会  
委員長 殿

氏名

職印

私は、令和 年度神奈川県行政書士会緑支部定時総会における支部役員改選に際し、補欠支部推薦理事候補者として〇〇〇〇支部会員を指名し、支部推薦理事候補者として立候補します。

支部推薦理事候補者 立候補者氏名	
事務所所在地 電話番号 FAX番号等	
登録年月日	
会員番号（4桁）	

指名した補欠支部推薦 理事候補者氏名	
事務所所在地 電話番号 FAX番号等	
登録年月日	
会員番号（4桁）	

第4号様式（神奈川県行政書士会緑支部規則第41条関係）

## 立候補辞退届

令和 年 月 日

神奈川県行政書士会緑支部  
選挙管理委員会  
委員長 殿

氏名

職印

私は、令和 年度神奈川県行政書士会緑支部定時総会における支部役員改選に際し、〇〇〇〇に立候補していましたが、一身上の都合により辞退します。